

夏目漱石来熊 130 周年記念広報業務委託 基本仕様書

1 業務委託名

夏目漱石来熊 130 周年記念広報業務委託

2 業務目的

令和 8 年(2026 年)の漱石来熊 130 年及び没後 110 年並びに令和 9 年(2027年)の生誕 160 年という記念年を迎えるにあたり、本市における漱石ゆかりの地や旧居などの文化資源を活用することで、これまで漱石に関心のなかった市民や観光客が、漱石の人となりや俳句・小説の作品を知る機会を創出する。

また、本事業を通して熊本に残る漱石の文化的・歴史的価値を高め、熊本における漱石文化の一層の振興を図る。

3 履行期間

契約締結日から令和9年(2027年)3月31日(水)まで

4 履行場所

本市の指定する場所

5 業務内容

(1) 熊本に刻まれた漱石の軌跡を伝える広報

実施する広報の内容については、予算の範囲内で委託者と協議のうえ決定する。

広報にかかる一切の事務及び費用負担(調整や広告掲出先への支払等)は受託者が担うこと。

ア 広報の手法や場所及びそのデザインなどについて提案すること。

イ デザイン制作に必要な素材は受託者が用意すること。

ウ デザインの中には委託者が提供する、漱石ロゴマークを使用すること。

エ 本業務において制作されたデザインに関する著作権、その他一切の権利は、本市に帰属するものとする。なお、本市は、当該デザインについて、漱石振興を目的とした他の業務においても、無償かつ制限なく使用できるものとする。

(2) パンフレット及びノベルティの製作

本市記念館や漱石のイベント及び新宿区をはじめとする漱石連携都市において、「熊本の漱石」を結びつけるブランディングを目的としたパンフレット及びノベルティを製作すること。また、パンフレットは、観光客が手軽に手にできるサイズで、5(1)の広報と統一感を持たせること。

なお、委託者が提供する、漱石ロゴを使用するとともに、熊本の漱石をPRできるものとする。

(3)その他

そのほか、目的を達成するために効果的な取組を提案すること。経費が伴わない取組も可とする。なお、提案の際には独自提案事項の事業展開を具体的に示すこと。

6 成果物

業務完了後、以下の成果物について委託者に提出すること。

(1)作成した広報等の電子データ

(2)パンフレット

紙媒体:10,000 部及び電子データ

納品時期 令和8年(2026年)7月末

(3)ノベルティ

数量:2,000 個及び電子データ

納品時期 令和8年(2026年)7月末

7 著作権及び秘密保持に係る留意事項

(1) 受託者は、本業務の履行に伴い新たに撮影又は作成した素材(写真や図・表等)及び成果物に関する全ての著作権(著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された成果物の著作権は、当該成果物の引渡時に、受託者が当該著作権の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者が均等に共有するものとする。

(2) 委託者、受託者双方は、成果物についての著作者人格権が自己に帰属するとみなされた場合であっても、相手方、相手方の継承人又は、これらのものから許諾又は譲渡を受けた第三者に対し、一切の著作者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。)を行使しないものとする。

(3) 成果品及び本業務の履行に伴い、受託者または第三者が権利を有している素材(写真や図・表等)を用いる場合は、成果物の二次利用等が可能となるよう、当該著作物の使用に関する費用の負担を含む著作権処理等を行うこと。

(4) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら本市の責に帰する場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

(5) 受託者は、委託者が承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様と

する。

8 その他

- (1) 本業務の実施にあたり、各種法令の遵守や個人情報の保護に十分留意すること。
- (2) 事業実施にあたり何らかのトラブルが発生した場合は、速やかに熊本市に報告するとともに、受託者の責任において適切な対応を行うこと。
- (3) 受託者は、仕様書に記載した業務が円滑かつ確実に推進できる体制を構築するとともに、速やかに委託者と協議を行い、業務実施にかかる計画書(実施内容及びスケジュール)を提出すること。
- (4) 広報等に係る必要な素材の制作(写真などの画像素材の収集も含む。)及び入稿作業等に必要な経費は全て本業務の委託料に含むものとする。
- (5) 広報等にあたって順守すべき各種規定等を事前に調査し、それを踏まえること。また必要な各種申請手続き等一切の業務を受託者が行うこと。
- (6) 受託者は、本業務の履行にあたって、契約書及び仕様書に明記のない事項が生じた場合や、疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行うとともに、委託金額の範囲内において実施内容の変更等を指示した場合は、それに従うこと。
- (7) 受託者は、本業務の履行にあたって、契約書及び仕様書に明記のない事項が生じた場合や、疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行うとともに、委託金額の範囲内において実施内容の変更等を指示した場合は、それに従うこと。
- (8) 災害等やむを得ない理由により、委託業務の内容・実施時期を変更することがある。